

伐採した木の移動作業中、 運転作業者がドラグ・ショベルを後退させたところ、 後方にいた被災者が両足を履帯に挟まれて死亡した。



発生状況

作業現場は一般家屋の解体作業を4名で行っていた。被災者はドラグ・ショベルで支えられた立木をチェーンソーで切り込みを入れる役割であった。切り込みを入れた立木をバケットで倒すために運転者はドラグ・ショベルを後退させた際に、後方にいた被災者に気が付かず、被災者は履帯に両足を挟まれてしまった。ドラグ・ショベルの運転者は運転の資格を持っていなかった。

被災者は被災直後は意識はあり、救急車で病院に運ばれたが、2日後に死亡した。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグ・ショベル運転者が無資格で、知識や技能が不十分であったこと。
- 2 ドラグ・ショベルと周辺作業員が接触しないよう、誘導員の配置、立入禁止柵の設置などを行っていなかったこと。
- 3 作業前にドラグ・ショベルの稼働範囲には侵入しないことを申し合わせていたが、作業計画が具体的でなかったこと。

対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 無資格者にドラグ・ショベルを運転させないこと。
- 2 誘導員の配置、立入禁止柵の設置などドラグ・ショベルと周辺作業員の接触防止策を取る。また、ドラグ・ショベル運転者が周囲の様子を把握でき、注意を促すことができる装置を設置すること（作業半径内感知システム、バックカメラ、バックブザーなど）
- 3 ドラグ・ショベル運転にかかる作業計画を書面化し、作業員に周知を図ること。

| | | |
|-------------------|--------------------|----------------------|
| 業種 | その他の建築工事業 | |
| 事業規模 | 5～15人 | |
| 機械設備・有害物質の種類(起因物) | 掘削用機械 | |
| 災害の種類(事故の型) | はさまれ、巻き込まれ | |
| 建設業のみ | 工事の種類 | |
| | 災害の種類 | |
| 被害者数 | 死亡者数：1人 不休者数：0人 | 休業者数：0人 行方不明者数：0人 |
| 発生要因(物) | 防護措置・安全装置の欠陥 | |
| 発生要因(人) | 職場的原因 | |
| 発生要因(管理) | 不安全な放置 | |

NO.101521